

医政発 0226 第 2 号
薬食発 0226 第 4 号
平成 26 年 2 月 26 日

各 〔
都道府県
保健所設置市
特別区
〕 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局長



厚生労働省医薬食品局長



医薬品等に係る消費税率引上げへの対応等について

御承知のとおり、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」（平成 25 年 10 月 1 日閣議決定）において、消費税率を、平成 26 年 4 月 1 日に 5 % から 8 % に引き上げることが確認されました。

貴職におかれましては、下記の点について御理解頂き、合わせて貴管下の関係機関等に対し、周知徹底されますようお願いいたします。

記

1. 医薬品等に係る消費税率引上げへの対応について

（1）医療機関等が購入する医薬品、医療機器等（以下「医薬品等」という。）



については、消費税が課されているので、医療機関等がこれらを購入するに当たっては、今回の引上げ分も含め、これを負担すべきものであること。

(2) 医療機関等が購入する医薬品等に係る消費税負担の増加分については、本年4月の診療報酬改定において補填される予定であること。

(3) 医薬品等については、国民医療に支障が生じないように、安定的に供給される必要があり、製造販売業者等に対し、医療機関等にこれを適切に供給していくよう、別途、指導しているところであるが、消費税率引上げ前において、例えば、一部の医療機関等が限度を越えた在庫の積み増しを行うならば、結果的に、医薬品等の供給不足等をきたすおそれもあるので、慎重に対処いただきたいこと。

2. 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置について

平成25年10月1日から「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(平成25年法律第41号)(以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。)が施行されているところ、買ったたきなど、特定事業者(商品等の買手側:医療機関等)が特定供給事業者(商品等の売手側:納入業者等)に対して、消費税の転嫁を拒否する行為については、消費税転嫁対策特別措置法において規制の対象となることにも留意されたいこと。

注1) 例えば、特定事業者が、特定供給事業者から供給を受ける商品又は役務の対価について、合理的な理由なく通常支払われる対価よりも低く定める行為は、買ったたきに該当するおそれがある。ただし、当事者間の自由な価格交渉の結果として、新薬価への対応を行う場合や、原材料価格等の下落を対価に反映させる場合など、合理的な理由がある場合については、ただちに、消費税転嫁対策特別措置法上の問題とはならない。

注2) なお、消費税転嫁対策特別措置法の詳細については、「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方」(平成25年9月公正取引委員会)を適宜参照されたい。